

ごみに関するお問い合わせ

※番号のお掛け間違いに御注意ください。

ごみに関すること・ごみの減量やリサイクル

<ul style="list-style-type: none"> ●指定ごみ袋に関すること ●家庭ごみ分別収集カレンダーの配布に関すること ●地域清掃・ボランティア清掃ごみに関すること ●ごみ減量出前講座等の申込み ●ごみステーション設置や変更に関すること ●ごみステーションネット等の貸出しに関すること ●排出マナーの指導に関すること ●再生資源回収奨励金交付制度に関すること 	<p>旭川市クリーンセンター 東旭川町下兵村3番地の5 ☎36-2213</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●上記のほか、ごみに係る様々な相談に関すること 	<p>ごみ相談窓口 ☎36-5300</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●ふれあい収集(ひとり暮らしでごみステーションまでごみの持ち出しが困難な方などを対象としたごみの戸別収集)の相談・申込み 	<p>ふれあい収集専用 ☎36-6712</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●粗大ごみの収集申込み受付(変更・取消) 	<p>粗大ごみ受付専用 ☎36-2176</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●剪定枝の収集申込み受付(変更・取消) 	<p>剪定枝受付専用 ☎36-6711</p>

ごみの減量やリサイクル

<ul style="list-style-type: none"> ●一般廃棄物処理の計画及び調整に関すること ●ごみ処理手数料の減免に関すること 	<p>環境政策課 6条通9丁目市役所総合庁舎8階 ☎25-6324</p>
--	--

家庭ごみの自己搬入

<ul style="list-style-type: none"> ●引っ越しや大掃除などで出る一時的多量ごみの自己搬入(有料) (燃やせないごみ、粗大ごみ、燃やせるごみ、資源物に分別してください。詳細は2ページ) 	<p>旭川市廃棄物処分場 江丹別町芳野71番地 ☎59-4646</p>
---	---

不法投棄などに関すること

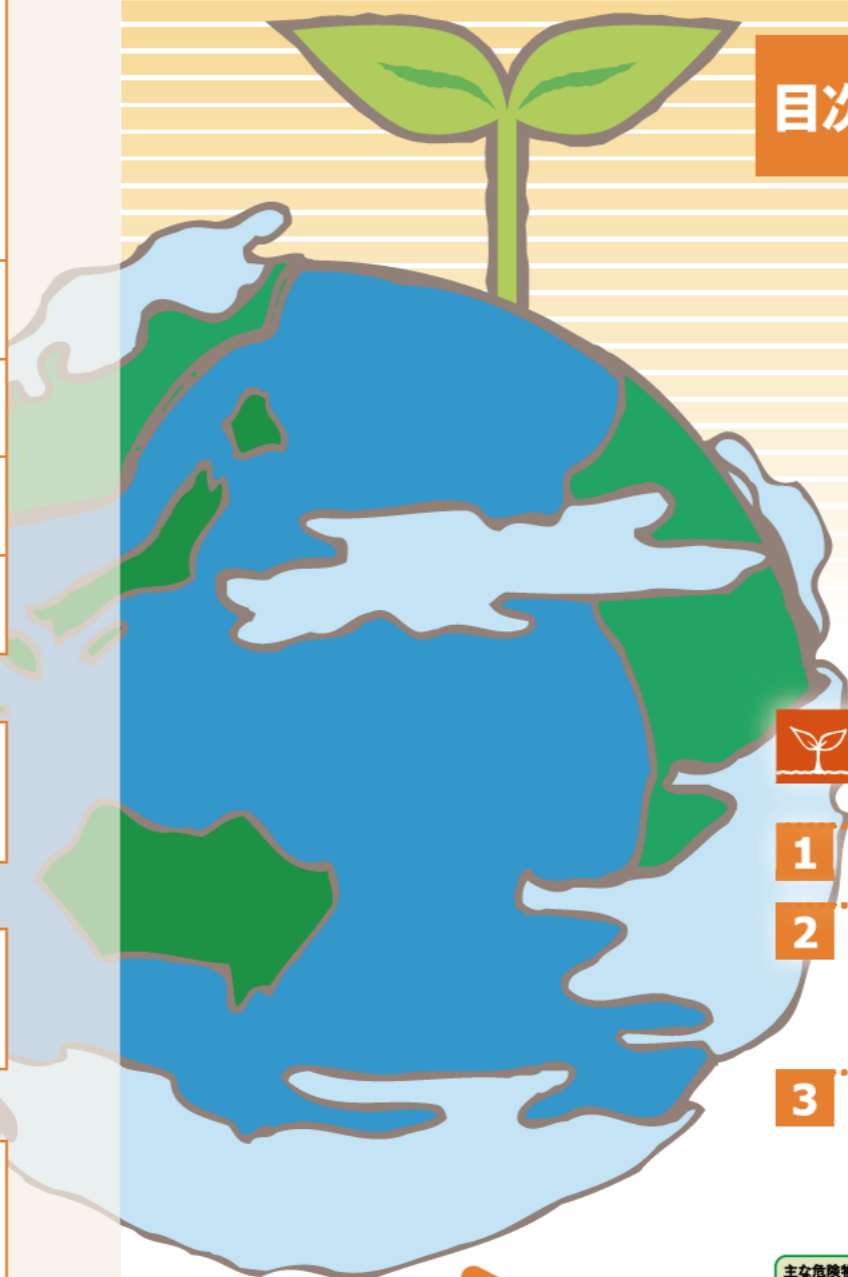
<ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄を見つけた際の連絡 ●ごみの野外焼却に関すること 	<p>環境指導課 6条通9丁目市役所総合庁舎8階 ☎25-9123</p>
--	--

その他

<ul style="list-style-type: none"> ●引っ越しや大掃除などで出る一時的多量ごみの収集依頼(有料) (ごみの量や種類などによって料金は異なります。見積無料) 	<p>旭川清掃事業協同組合 工業団地5条3丁目 ☎36-8003</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●再生資源回収の申込み ●金属回収の申込み 	<p>旭川市再生資源協同組合 2条通16丁目西野商店内 ☎23-3345</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●再生資源回収の申込み ●古紙類回収の申込み 	<p>旭川廃棄物資源化協同組合 豊岡8条5丁目1-16 ☎85-6510</p>

※平成30年度予算が確定後、正式に決定する予定です。平成30年3月発行

家庭ごみ分別の手引き



目次

家庭ごみの出し方	表表紙
ごみ分別区分と出し方の注意	P1~4
回収拠点一覧	P5~6
パソコンリサイクル・家電リサイクル法	P7
市が収集できないごみ	P8
ごみ処理手数料の減免について	
地域清掃ごみ袋について	P9~14
ごみ分別辞典	
ごみに関するお問い合わせ	裏表紙

保存版

大切に保管してください
平成30年3月発行

家庭ごみの出し方

- 1 1~4ページの分別区分にしたがって正しく分別してください。
- 2 「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は有料指定ごみ袋に入れてください。段ボール、紙パックはひもで十文字に束ねて、袋に入れずに出してください。その他の資源ごみは中身の見える袋に入れてください。段ボール箱に入れて出すことはできません。
- 3 危険物等は厚紙や新聞紙などで包んでから、燃やせないごみ用指定ごみ袋に入れ、「〇〇入り」と表記し出してください。スプレー缶・ガス缶・ライターは、中身の見える袋に入れて出してください。
鋭利なものによる収集作業員の切傷事故や、スプレー缶・ガス缶・ライターによる収集車両や処理施設の火災が発生しています。
- 4 収集曜日は地域により異なります。家庭ごみ分別収集カレンダーで確認してください。
- 5 必ず収集日の午前6時から午前9時までに出してください。
- 6 地域の決められたごみステーションに出してください。ごみステーションは地域で管理しています。他の地域のごみステーションには出さないでください。



発行者:旭川市環境部

